

平成２９年度 第２回青森県障害者施策推進協議会

日 時 平成２９年１２月２１日（木）

１３：３０～１５：３０

場 所 アラスカ会館 ４階「ダイヤモンド」

１ 開 会

２ あいさつ

３ 議 事

（１）青森県障害福祉サービス実施計画（第５期計画）の素案について

※ 資料１【前半】（Ｐ１～２１）に基づき事務局から説明

（会長）

ただ今、資料の説明がありましたが、この説明につきまして質問やご意見があればお受けいたします。何かありませんか。

（谷川委員）

重症心身障害児（者）を守る会、谷川です。

前回の会議の時に話をし、重症心身障害児（者）の数を調べていただいていたありがとうございます。

それで、これはもしも障害福祉課の方にお聴きすれば、各市町村ごとの人数とか分かりますよね。

（事務局）

市町村から数字をいただいているので、市町村の数字は分かります。

（谷川委員）

それでは、後ほど個人的に教えていただければと思っていました。

（会長）

他にありませんか。どうぞ。

(町田委員)

発達障害者支援センターの町田です。情報があればお聞かせいただければと思うのですが。

15ページの放課後デイサービスが10.3%の増加率ということで、非常にニーズが高いということが確認できたんですが、運営主体について、社会福祉法人など、どのような運営主体が増えているのか、情報があればお聞かせいただければと思いました。今後、増え続けるのかなと思ひまして、ちょっとお聞かせ願ひたいなと思ひます。

(事務局)

増加、ちょっと今、手持ちではないんですけども、例えば今ある事業所の、例えばNPO法人だったり社会福祉法人だったり、その何%ぐらいがどういう形態かというのは、後でも調べれば分かるかもしれませんが、増加の傾向がどういう形態が増えているかというのは、ちょっと厳しいかもしれませんが。

今、例えば今現在ある事業所の経営主体ぐらいはちょっとお知らせできるかもしれません。今すぐは難しいのですが、後でお知らせしたいと思ひます。

(町田委員)

ありがとうございます。

(会長)

他にありませんか。阿部さん。

(阿部委員)

すいません、グループホームのことなんですが。グループホームの数が増えて、それでも施設の入所者の方は減っていないということは、結局、今まで親と一緒にいたんだけど、その人たちが入るグループホームが増えているということなんですよね。入所施設の数が増っていないということは。

(事務局)

ちょっと後半のところでも触れるんですけども、各市町村にヒアリングをした中で、グループホームが増えているんですけども、地域移行のために空いているのかなと思えば、もうできた段階で利用者が決まっていると、そういう市町村もあって、地域移行のために入りたいなと思っても、もう新規でできるグループホームはもう利用者が決まっていて、なかなか、市町村でも入りたいけれども利用者が決まっているという状況があるというご意見はありました。

なので、施設から出る人よりも家庭から入る人の方が多いということだと思います。

(阿部委員)

それは親たち、まあ私も親ですけども、親たちが施設に入れたら、もうここから出したくないというふうな意向が強いのでしょうかね。

(事務局)

あともう1つ、市町村のヒアリングで見ると、今現在、まあ過去には支援区分が軽くて地域に出せた方が、平成20年くらいまでは1年間で100人くらいいたんですけども、最近は十何人ぐらしかいなくて、それが今、入っている方は入る段階でもう地域生活無理な方が施設に入っているので、なかなかそういう方を今度出すというのも何か難しいのかなという、そういう市町村の意見もありました。

(会長)

阿部さんいいですか。

(阿部委員)

はい。

(会長)

他にありませんか。

なければ次に進みたいと思います。次に資料の後半について、事務局、説明をお願いいたします。

※ 資料1【後半】(P22～52)に基づき事務局から説明

(会長)

ただ今、資料の後半について、駆け足みたいで、これまでの説明に対して、全般に対してご質問等があれば伺います。何かご質問、ありませんですか。

(山越委員)

青森県ろうあ協会の山越です。

質問がたくさんあるんですけども、大丈夫でしょうか、時間。

まず資料のページ数は、障害者手帳について、推移とか県の方でいろいろ調べていただきましてありがとうございます。その中で、ごめんなさい、ページはちょっとあれですけども、発達障害者の部分がいろいろ出てきていましたが、発達障害者の数というんですか、実態とはどのくらい、人数とかその辺の実態とかというのは県で押さえているものでしょう

か。

発達障害というのは子どもの時期に発症する、または大人になってからその障害が分かるとよく聞かれるんですけども、このあたり、この障害者の対象は児童になるのか大人になるのかとか、実態の人数とか、県の方で分かっていますか。

すいません、全部質問をすればいいですか、一つひとつに答えていただけるんですか。

(事務局)

ちょっと忘れてしまうかも分からないので、一つずつの方がいいかもしれません。

(山越委員)

じゃあ一つ、お願いします。

(事務局)

障害福祉課の三上と申します。

発達障害者の数なんですが、正確な数値というのは把握しておりません。手帳制度とかがないということもあって。

県の方では発達障害者支援センターというのを県内3ヶ所、昨年度から設置いたしておりますけれども、そこでもいろんな相談に対応して適切なサービスとか紹介をするということをやっているんですが、その窓口の段階でもいろんな方が来て、なかなかその時点では障害者だという認定はなかなか難しいという面もあって、なかなか実数を捉えるというのはなかなか難しい状況にあります。

相談者の数ということでは押さえていますけれども。

(山越委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

次の質問ですけれども、26ページの中に、推進方策の5番、「医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う人材の確保・養成」と書いてあるんですけども、ここについてですが、例えばろうあ者の場合は、高齢になっていろいろ大変とか、まあこの辺のあたり、「専門的な対応を行う」と、聾に対して何かあるのでしょうか。専門的な対応とは具体的にどういうことか、教えていただきたい。障害者に対してここは当てはまるような言葉なのでしょうか。

(事務局)

すいません、聾までは詳しくは国の方でも示していないんですけども。計画で書いているのは、すいません資料2の方なんですけれども、52ページからのそういうサービス提供に係る人材の養成、資質向上、ここからとか、54ページにいくと手話通訳者の養成研修事業

とか要約筆記者の養成研修とか、それぞれに対応した方の人材育成ということを想定しているところです。

(山越委員)

はい。であれば、介護職員に対して、例えば高齢聾啞者とかには介護職員が手話を習得して聞こえない人とのコミュニケーションとかで支援の時に対応するというのも一つ考えられることだと思うんですけども。このあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

この手話通訳者の養成の中で、そういう方も、ということは考えられると思います。

(山越委員)

手話通訳者の養成というのは、一般的な市民とかに対するものであって、今現在やっているものはね、ここの資料にある介護職員等対象の医療的ケアの研修という中には、専門の方に対しての研修なので、その中で聾の人に対応をする職員がきちっと手話をすると、その研修会の中に入れていくとか、手話の学習で身に付けることも入れるとかは当てはまらないですか。

(事務局)

そういう養成も、全ての人というのは入るとは思いますけれども。ただ、職種を限定してというのは、そういうこともニーズがあったりすると考えられるのかとは思いますが。

(山越委員)

そうですね。やはり高齢ろうあ者もちゃんと介護サービスを受けられるようにするためには、やはりそういう職に就く人たちに聞こえない人のことを理解してもらうことが大事ではないかと思います。専門的な研修の中にそういうものも入れてほしい。

36ページ、推進方策の8番、「県民の障害者に対する理解促進」ということが謳われていますが、ここに対してですけれども、精神障害者ということが主なのかもしれないですが、やはり県民の方に障害者のことを理解してもらうということは、全ての障害者ということでもやはり考えてもらいたいと思っております。

ここはちょっと意見です。

39ページです。市町村のヒアリングの中で、就労継続支援、A型を希望する障害者が多いということなんですけれども、今、ニュースとかを見ますとA型がちょっと倒産をしているとか。実際、障害者で希望する方がいっぱいいても、倒産をしたり数が少なくなるのを心配しておりますが、青森の現状はどうか。

(事務局)

A型については、先ほども説明をしたんですけれども、すごいA型は伸び率があって、青森県では今のところ、そういう、やめるとかはないと思われます。

あと、国の方ではそういうやめる場合でも、今、利用している方はどこか違う事業所に適切に移動するようにと、そういう通知も来ていたと思われます。

(山越委員)

分かりました。ありがとうございます。

次、40ページですけれども、推進方策1番、「障害者雇用の理解促進による障害者の雇用促進」というところです。仙台で、ろうあ者がホテルに就職をしたいということで、障害者雇用の看板が掛かっていたので面接に行ったら断られたというのを聞いたんですね。それは事業主が障害者を雇用するという看板を掲げていながら、いざ障害者が申し込みをしたら断わると、そういう実態があるというのを聞きます。

そういう意味では事業所の雇用主に対してきちっと障害者のことを、同じ障害でも聞こえない人とか目が見えないとか様々な障害があるので、そういう障害者のことを、やっぱり理解を広げるための方策も考える視点が必要ではないかと思います。

意見でした。

あと、すいません、ねむの木会館がありますが、あそこでITのための研修をやっているということを聞いていますが、盲とか肢体不自由者の方も研修に参加しているというのを聞いたんですが、実際、ろうあ者の方が参加しているという実態はあるんでしょうか。その際に、申込をした際には当然意思疎通のところで手話通訳が必要になるとは思うんですけれども。

資料2の63ページのところにITサポートセンターの運営のところに、実際の体感ルームの運営や障害者別講習会を実施しているというふうに書いてあるんですが。この講習会の実施に聴覚障害者は参加できますか。もし参加できたとしたら、その時は手話通訳とかの講師とかはあるのでしょうか。

(事務局)

詳しい実績報告書は、今、手元にないんですが。後で調べてみまして、もしそういう方がいらっしゃればご相談をいただければと思います。

(山越委員)

分かりました。ありがとうございます。

ごめんなさい、時間をいっぱい使って。資料1の49ページの中に、地域生活支援事業等ということで、市町村の役割と県の役割というのがありまして、市町村の役割のところにも

意思疎通支援とか、地域の特性や利用者に応じて実施とあるんですけども。講師の養成とかは市でやっているところがあるんですけども、町・村の実態とかはどうなっていますでしょうか。

ということと、②の専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成の中に、手話通訳者の、要約筆記作業ではあるんですけども、盲ろう者向けの養成というのは派遣事業はあるんですが盲ろう者の養成というのは、ちょっと今のところ、そういう意味ではないんでしょうか。養成しなくても派遣は大丈夫なんですか。

(事務局)

1 点目、もう一度お願いをしたいのですが。

(山越委員)

手話講習とかは市でやっているものはある、町・村はやってますかということです。

(事務局)

資料2の57ページのところに、29年度、今年度なんですけれども国の補助金を活用して実施する見込みのがありまして、この中の8番、手話奉仕員養成研修となっております、40市町村のうち11市町村、主に市部です、状況はこの状況です。

(山越委員)

そうですね、町村はないですね。

(事務局)

六戸とおいらせ町ぐらいですね、町村部だと。

(山越委員)

そうですね、はい、分かりました。

1つ、表の点字のことでお願いがあるんですが、事業ごとに番号を振って事業を書いてあるんですが、最後のところに集計を。あ、いい、ごめんなさい、以上。

もう1つ、ごめんなさい、最後に1つあります。スポーツについてなんですけれども、・・・ろうあ者の場合はスポーツ教室とか、まあ他の障害者の方のスポーツ教室とかは開かれているのかもしれないのですが、聴覚障害者の人のためのスポーツ教室というのは開催をしていますか。資料2の65ページ、スポーツ・レクリエーションのところ、教室の開催ということで、その教室には聴覚障害者とかが参加されていますか。その際、手話通訳者がついているかということです。

(事務局)

教室については、おそらくですけども競技ごとに設けて、県内から、障害者の方は参加していただいているということだと思いますけれども。

今、手元にないのですが、競技によっては障害種別ごと、身体障害者の方とか知的障害の方とか、そういう種別ごとで競技が設定されているものであれば、それに何かしらの支援というのがあるかもしれませんけれども。すいません、今、正確なデータがなくて。

(山越委員)

分かりました。ありがとうございます。

(事務局)

あと先ほどのろうあ者の支援者の養成についてお話があったと思うんですけども。現在、県では中央研修へ派遣し、将来、県でそういう支援者の方向けの研修会というのを開催する構想はあるんですが、まだ現在、数が少ないということもあり実現に至っていないんですが、これも課題として捉えておりますので、時期を見てやる方向では考えております。

(山越委員)

分かりました。よろしくお願いいたします。

他に質問があるんですが、他の皆さんも質問をしたいと思いますので、また改めて質問用紙とかで質問をさせていただくことになると思いますが、よろしくお願いいたします。

(会長)

他にありますか。

(谷川委員)

重症心身障害児（者）を守る会の谷川です。

41ページ、障害児支援の提供体制の整備等で、児に対する支援が厚くなったことは非常にありがたいと思っております。

それで、44ページの説明の時の、成果目標の④平成30年度末までには、医療的ケア児支援のための協議の場を設置ということで、県では圏域について6圏域で試行的に30年度末までくらいにやるという話でよかったのでしょうか。そうすると、青森、下北、上十三、西北五、津軽、八戸の6圏域全部が30年度末までに設置できるのでしょうか。

実は、むつ地区で非常に医療的ケア並びに重症心身障害児（者）たちが、行き場所に非常に困っておりまして、学校卒業後とか、児童全員には受け入れ場所がないということで、むつ市に要望を先月、出しております。そういう切実な声が届いていますので、ぜひそこら辺

のところをお願いしますということです。

(事務局)

協議の場については、県全体と、あと圏域は一気に6つはちょっとあれなので、試行的に2圏域を来年度はやって、徐々に広げて32年度までには6圏域というのを考えております。

ただ、市町村設置については各市町村において30年度までに、ということを考えておりますので、むつ市とかも30年度までということを考えております。

ただ圏域については、県で一気に6つというのは厳しいのかなということで、30年度は2圏域、試行的にやらせていただければと考えているところです。

(谷川委員)

その2圏域とはどこでしょうか。

(事務局)

来年度、県の重点事業で、まだ予算はついていないんですが、2圏域モデル的に。本来、市町村の方が連携しながら、同時に圏域でそういう仕組みを作っていただけるのが一番よろしいかなと思うんですけれども、県の方はお手伝いということで、具体的には弘前を中心とした津軽地域と、八戸を中心とした八戸地域、この2圏域をモデル的に支援をしていこうかなと。32年度までには各市町村さんと連携をしながら、自立的にそういう仕組みを作っていただければと思っています。

(谷川委員)

そうすると、むつの方は32年度までには、ということで、むつの会員等にはお知らせをしてもいいですかね。

(事務局)

それは、中心となるのは各市町村の方になるので、意識を高めていただいて、県の支援、アドバイスができる場所があればやっていきたいと考えます。

(谷川委員)

分かりました。ぜひ各市町村への支援、アドバイスをよろしくお願ひしたいと思います。

それで、協議の場の時に、医療的ケアの子どもたちの人数の把握ができて、142名と。それで各市町村の人数も出ました。それで私は青森市なので、市に対しては31名という人数に対して1人ずつ寄り添ってほしいというところを市の方にはお話、要望を出しておりますけれども、ぜひその協議の場において、各圏域のそれぞれの地区、協議の場以外にもそ

ういう地区の、人数は少ないんですけれども、今、一番問題になっている医療的ケア児の支援に対して、やはり県が率先してそういうアドバイスなりという形で1人ずつに寄り添った支援、人数だけは上がってきましたけれども、その1人、1人に対する細かな支援、誰がどうしてやるんですか、みたいなどころまで踏み込んでほしいと思います。今、一番困っているのは親たちだと思います。

あとコーディネーターの配置ということでしたけれども、その中に実は地域生活支援事業だと思いますけれども、重症心身障害児（者）とコーディネーター養成研修事業というのが国の事業であると思うんですけれども、ぜひ、これも活用をしながら、医療的ケアのコーディネーターだけでなくて重症心身障害児全体をまとめて、その中に医療的ケアの人たちも入れるというか、そういう形のコーディネーターがほしいと思っていますので、よろしく願いいたします。

（会長）

他にありませんか。

なければ、これをもちまして本日の議事は終了いたしますので、事務局にお返しいたします。

どうも御苦勞様でした。

4 閉 会